

【声明】

保険医は犯罪者ではない

—医療指導管理官の「犯罪捜査のプロ活用」提案に抗議する—

2010年9月15日

群馬県保険医協会 理事会

法令を無視した提案

厚生労働省は7月22日、全職員を対象に実施した「政策コンテスト」の結果を発表した。それによると第一次選考を通過した7件が二次選考の対象となり、このうち現職の医療指導管理官による提案「保険医療指導監査部門の充実強化」は、警察庁や警視庁から出向者を受け入れて指導監査に当たらせよという内容で、これは法律を遵守すべき公務員の立場を逸脱した提案である。

具体的には、

- ・権限の相違はあっても、悪を正し刑罰を課す点においては共通
- ・犯罪捜査のプロである警察庁や警視庁からの出向者を指導監査部門に受け入れる
- ・必要に応じ刑法に移行する場合があるという牽制効果が期待できる
- ・警察官を指導監査部門に出向させることで職員の資質向上を図る

といった内容である。

そもそも、健康保険法等では、「監査」における調査、質問または検査についての権限は「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」（第78条第22項、第7条の38第3項）と明記されている。とくに「指導」は行政手続法にもとづき、任意の協力によって実施され、指導にあたっては「診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う」（指導大綱）とされている。

全ての保険医療機関が受ける行政指導を「犯罪捜査」と同列視し、保険医を「指導」の段階から被疑者（犯罪容疑者）扱いするこのような提案を私たちは断じて認めることはできない。

群馬県保険医協会は、会員の人権を守るため、「指導」には弁護士帯同、録音を勧める運動を始めた。指導大綱、監査要綱の見直しが検討される中でこうした事態が起こったことは、厚労省の法令遵守の基本姿勢が問われるものである。厳格な対応を要求する。